

第5章 自然の豊かさがあふれるまち

施策
20

豊かな自然を保全する

前期基本計画での取組状況

キッズISO14000プログラム、熊谷エコライフフェア、水辺観察会等により環境意識の向上を図るとともに、^{注1}「市の魚」ムサシトミヨの保護、条例に基づくホタルの保護、ボランティア団体等と連携した里山の保全活動など、身近な自然環境の保全に取り組みました。

また、「熊谷市緑の基本計画」に基づき、緑地の適正な保全と緑化の推進を行うとともに、平成22年度に開始した生産緑地の指定においては、平成23年度までに約10.7ヘクタールの指定を行いました。

現状と課題

本市は、荒川と利根川の二大河川を有し、田園や丘陵地などの豊かな自然環境にありますが、開発などにより自然の緑は減少しています。

このような状況の中、緑地の適正な保全と緑化の推進によって、人々に潤いと安らぎを与えてくれる自然の恵みを守り、後世に伝えるためには、ムサシトミヨやホタルの保護活動、里山の保全活動などを通じ、環境に関する意識を高めることが大切です。

^{注1}ムサシトミヨ：平成3年に清流のシンボルとして「県の魚」に選ばれたムサシトミヨは、平成23年4月1日「市の魚」と定められました。ムサシトミヨは、トゲウオ科の淡水魚で、小鳥のように巣をつくって子育てをする魚です。

基本方針

環境問題への理解と環境意識の向上を図るため、環境講座を実施するとともに、子ども達の環境学習活動や、地域・環境団体による環境保全活動を支援します。また、人々に潤いと安らぎを与えてくれる貴重な緑と水辺環境を保全します。

施策の体系

- 豊かな自然を保全する 33 環境意識の向上を図る
- 34 緑と水辺環境を保全する

単位施策

33 環境意識の向上を図る

環境に関する講座、環境関連施設の見学会や自然や水辺の観察会などを実施するとともに、次世代を担う子ども達の環境学習を支援します。

主な事業

- ・環境教育講座
- ・環境施設見学会
- ・自然・水辺観察会
- ・こどもエコクラブ活動の支援

成果指標	前期基本計画 策定時の 現状値	前期 めざそう値	現状値	後期 めざそう値 〔前期基本計画での めざそう値10年後〕
環境講座の受講者数	625人	800人	411人	1,000人 (1,000人)
こどもエコクラブに登録した団体数	20団体	30団体	19団体	60団体 (60団体)


34 緑と水辺環境を保全する

身近な緑と水辺環境を保全するとともに、希少野生動植物を取り巻く生態系保護のため、市民の連携によるボランティア活動の拡大を目指し、地域や環境団体の自主的な環境保全活動を支援します。

また、緑化を重点的に進める地区や緑地を保全していく地区、生産緑地地区を指定し、緑化を推進し、貴重な緑を保全します。

主な事業

- ・ムサシトミヨの保護活動
- ・ホタルの保護
- ・環境保全活動の支援
- ・生産緑地の指定
- ・緑地管理協定の締結

成果指標	前期基本計画 策定時の 現状値	前期 めざそう値	現状値	後期 めざそう値 〔前期基本計画での めざそう値10年後〕
ムサシトミヨの生息数	15,700匹	22,000匹	16,600匹	32,000匹 (32,000匹)
ホタル保護重点区域内的の 注 ² ホタル確認数	—	—	240匹	500匹
自然環境保全活動に参加した市民の割合	18%	30%	17%	40% (40%)
注 ³ 環境保全のための樹林等の面積	72ha	100ha	83ha	100ha (120ha) 

注² ホタル確認数：前期基本計画では単位時間あたりに目視確認できたホタルの実数に係数を乗じ「生息数」としていましたが、後期基本計画では実際に確認できた数をそのまま計上することとしました。

注³ 環境保全のための樹林等の面積：前期基本計画では「保存の指定を受けた樹林の面積」としていましたが、保存の指定を受けた樹林以外の樹林等も含まれているため、後期基本計画では名称を変更しました。

前期基本計画での取組状況

大気環境調査、河川等の水質調査、自動車騒音やダイオキシン類調査等の環境調査、事業所等の公害発生源への立入調査・監視や指導に取り組むとともに、騒音・悪臭等に関する市民からの相談に対応しました。

また、東日本大震災に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質の測定を行っています。

^{注1}熊谷市生活排水処理基本計画に掲げた目標の達成を目指し、合併処理浄化槽の普及拡大を図るとともに、平成22年度から合併処理浄化槽の維持管理費に対する補助金制度を創設し、生活環境の保全に努めています。

現状と課題

平成21年度の特例市への移行等に伴い、水質汚濁防止法に基づく規制事務等が移譲され、事業所等への立入検査・監視や指導の範囲が拡大されました。

引き続き、大気、河川、自動車騒音調査、ダイオキシン類調査等の環境調査を実施し、その結果を公表していくとともに、「きれいな空気巡視員」による巡視を継続していきます。

また、放射性物質の調査についても定期的な測定を継続していきます。

河川や水路などの公共用水域の水質改善を図るため、引き続き公共下水道の整備や農業集落排水処理施設の適正な維持管理に努めるとともに、浄化槽整備区域における合併処理浄化槽への転換促進に向けた取組や浄化槽の適切な維持管理の重要性についても啓発していく必要があります。

^{注1}熊谷市生活排水処理基本計画：長期的・総合的な観点から計画的に生活排水処理対策を行うため、その整備手法である公共下水道、農業集落排水、合併処理浄化槽それぞれの整備方針等を示した計画である。

基本方針

公害の防止や環境負荷の低減等を図るため、事業者との公害防止協定の締結に努めます。また、大気、水質、騒音、ダイオキシン類等の調査を継続的に実施するとともに、公害発生源の指導等を行い公害防止に努めます。

一般家庭における合併処理浄化槽の整備や適正な維持管理を促進します。

施策の体系

- 生活環境を保全する 35 公害のないまちをつくる
- 36 生活排水を適切に処理する

単位施策


35 公害のないまちをつくる

健全で快適な環境を確保するため、事業者と公害防止協定を締結することにより、公害の防止や環境負荷の低減を図ります。

また、公害苦情の処理にあたっては、関係機関との連携により、迅速な対応に努めます。

主な事業

- ・ 公害防止協定締結の推進
- ・ 公害苦情処理の迅速な対応
- ・ 放射性物質の測定


成果指標	前期基本計画策定時の現状値	前期めざそう値	現状値	後期めざそう値 〔前期基本計画でのめざそう値10年後〕
公害防止協定の締結数	121件	140件	131件	170件 (170件)
公害苦情処理の年度内解決率	51%	60%	80%	85% (70%) 
星がよく見えるようになったと思う市民の割合	71%	75%	77%	80% (80%)

36 生活排水を適切に処理する

河川や水路などの公共用水域の水質改善を図るため、汲取り便槽や単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換と適正な維持管理の促進を図ります。

主な事業

- ・ 合併処理浄化槽の整備
- ・ 合併処理浄化槽の維持管理の促進

成果指標	前期基本計画策定時の現状値	前期めざそう値	現状値	後期めざそう値 〔前期基本計画でのめざそう値10年後〕
合併処理浄化槽の整備率	29.6%	40%	44.8%	60% (50%) 
全市の汚水処理率	61%	70%	71.0%	80% (75%) 
合併処理浄化槽の法定検査実施率	—	—	36.7%	50%

前期基本計画での取組状況

^{注1} 3R（リデュース、リユース、リサイクル）を推進するため、PTAや自治会などが行う資源回収活動に対する奨励金の交付やリサイクルフェアの開催を通じた再利用の促進、また家庭用生ごみ処理容器等購入費補助の交付により、ごみの減量化に取り組みました。

現状と課題

家庭ごみの収集・運搬は市が行い、中間処理（焼却処理等）は^{注2}大里広域市町村圏組合が行い、発生する焼却灰はセメントの原料として再資源化を図っています。

大里広域市町村圏組合の焼却施設は、老朽化が進んでいることから、^{注3}ごみ処理施設長寿命化計画により、3か所の焼却施設を計画的に整備していく予定です。

3Rを基本とする循環型社会の構築に向け、生ごみの堆肥化、リサイクル活動への支援などの施策を推進しますが、生ごみ処理器購入補助は減少傾向にあるなどの課題もあります。また、“産業廃棄物の山”をつくらないため、不法投棄の早期発見が重要であることから、県や関係機関等との連携を強化し、不法投棄の防止や監視に努めていきます。

^{注1} 3R（リデュース、リユース、リサイクル）：リデュースとは、物を大切に使いごみを減らすこと。リユースとは、使える物は繰り返し使うこと。リサイクルとは、ごみを資源として再び利用すること。

^{注2} 大里広域市町村圏組合：熊谷市、深谷市及び寄居町で構成している。

^{注3} ごみ処理施設長寿命化計画：平成23年度策定、平成24年度から平成30年度までの7年間で改修工事を行い焼却施設の延命化を図る計画。

基本方針

市民一人ひとりが、3Rに取り組み、ごみの減量と資源の有効活用を推進し、循環型社会の形成を目指します。

施策の体系

ごみの発生を抑制し、再利用を促進する 37 3R（リデュース、リユース、リサイクル）を推進する


単位施策

37 3R（リデュース、リユース、リサイクル）を推進する

再利用と再資源化を推進し、ごみの減量化を図ることにより、資源の消費が抑制され、環境への負荷が少ない環境型社会の形成を目指します。

主な事業

- ・生ごみ処理機（処理容器）の普及
- ・マイバッグ利用の推進
- ・リサイクルフェアの開催
- ・リサイクル活動の推進

成果指標	前期基本計画 策定時の 現状値	前期 めざそう値	現状値	後期めざそう値 〔前期基本計画での めざそう値10年後〕
市民一人一日当たりのごみ排出量	1,194 g	1,000 g	1,067 g	900 g (900 g)
注4 市民一人当たりの資源物回収率	—	—	23.1%	27%
マイバッグを利用している市民の割合	29%	40%	57%	65% (50%) 
リサイクルフェアの来場者数	1,200 人	1,800 人	2,074 人	2,500 人 (2,000 人) 

注4 市民一人当たりの資源物回収率：後期めざそう値には、焼却灰をセメントの原料とする資源化を含めて計上しています。

前期基本計画での取組状況

「熊谷市環境基本計画」、「熊谷市地球温暖化対策実行計画」及び「熊谷市地球温暖化対策地域推進計画」に基づき、市役所、学校等市有施設への太陽光発電システムの設置、LED照明器具や断熱フィルムの導入を行うとともに、みどりのカーテンの普及や住宅等への太陽光発電システム等の導入促進など、新エネルギーの利用と省エネルギー対策を推進しました。

また、熊谷市地球温暖化防止活動推進センター、地球温暖化防止活動推進員と連携し、温暖化対策の啓発活動を実施するとともに、市内における再生可能エネルギー利用の可能性等の調査を行いました。

現状と課題

「熊谷市地球温暖化対策地域推進計画」に基づく温室効果ガス削減目標の達成は難しい状況ですが、引き続き、熊谷市地球温暖化防止活動推進センター等と連携し、市民（市民団体）・事業者・市での温暖化対策に向けた取組を推進していきます。

また、国のエネルギー基本計画の見直しでは、持続的発展のため、再生可能エネルギーの開発、利用の加速化と持続的な省エネ対策が急務とされています。

本市では、住宅等への太陽光発電システムの設置戸数は増加していますが、今後、エネルギー消費量及びCO₂排出量の約3割を占める住宅、建築分野での低炭素化に向けた取組が重要となることが予想される中、本市の地理的特性をいかし、太陽光発電を中心とする再生可能エネルギーの普及拡大に取り組みます。

さらに、創エネルギーや蓄エネルギーなどの先進的な技術の導入や街区レベルでのエネルギーの効率的な利用などを旨とする“注1スマートタウン”づくりなどを通じて、先進的な省エネ住宅の普及促進を図っていきます。

注1 スマートタウン：太陽光発電など再生可能エネルギーを効率よく使い、環境負荷を抑えるまちづくりの取組。本市では、「日本一暑いまち」から、つくる、広げる、省エネ・創エネ」を基本コンセプトに、エネルギーの地産地消を目指したまちづくりを推進するとともに、こうした考えを広く情報発信する、熊谷スマートタウン整備事業に取り組んでいます。

基本方針

積極的に市有施設のCO₂削減に取り組むとともに、新エネルギーの導入を図ることにより、地球温暖化対策の重要性を発信し、太陽光など再生可能エネルギーの市民等への普及促進を図ります。

施策の体系

- 地球温暖化対策を推進する 38 省エネルギー対策を推進する
- 39 新エネルギー施策を推進する

単位施策

38 省エネルギー対策を推進する

温室効果ガス削減のため、省エネ・省資源行動の実践が重要であることから、市有施設におけるCO₂削減の取組と無理をしない節電など市民等への啓発を図ります。

主な事業

- ・地球温暖化対策地域推進計画の推進
- ・地球温暖化対策実行計画の推進

成果指標	前期基本計画策定時の現状値	前期めざそう値	現状値	後期めざそう値 〔前期基本計画でのめざそう値10年後〕
注 ² 市有施設のCO ₂ の削減率	—	—	3%	9%
省エネ・省資源行動を実践している市民の割合	90%	95%	93%	97% (97%)

39 新エネルギー施策を推進する

再生可能エネルギーの普及を進めるため、太陽光発電等の設置拡大と次世代自動車の導入を図ります。

主な事業

- ・太陽光発電システム等の普及促進
- ・次世代自動車（電気自動車・天然ガス自動車等）の導入促進

成果指標	前期基本計画策定時の現状値	前期めざそう値	現状値	後期めざそう値 〔前期基本計画でのめざそう値10年後〕
太陽光発電システム（10kw以上）を導入した市有施設数	2か所	6か所	10か所	26か所 (9か所)
住宅用太陽光発電システム（10kw未満）の導入数及び住宅における注 ³ 普及率	352基	650基	1,878基	4,800基 (950基)
	—	—	3%	8%
注 ⁴ 次世代自動車の導入数(庁用車)	1台	30台	16台	30台 (60台)

注² 市有施設のCO₂の削減率：平成21年度を基準年度として再計算した値です。

注³ 普及率：後期基本計画では、導入数に加え、普及率も成果指標としました。

注⁴ 次世代自動車：前期基本計画では「低公害車」としていましたが、後期基本計画では「次世代自動車」に変更しました。